次世代空モビリティ産業研究開発事業実施要領

（趣旨）
第１条　知事は、次世代空モビリティ産業の振興を図り、以て県産業の活力創造につなげていくため、次世代空モビリティ産業研究開発事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、プロジェクト実施主体が事業を実施するのに要する経費に対して、支援する。

（定義）
第２条　「次世代空モビリティ」とは、次に掲げるものをいう。
１　「電動垂直離着陸機（eVTOL（イーブイトール）：electric vertical take-off and landing aircraft」と呼ばれ、垂直に離着陸し、ヘリコプターやドローン、小型飛行機の特徴を併せ持つ電動の機体。
２　「表面効果翼船（WIG（ウィグ）：Wing in Ground craft）」と呼ばれ、水面を航行する性能と、水面から離水し、表面効果を利用するために低高度のみを飛行する性能を有した船舶と飛行機の特徴を併せ持つ機体。

（事業の内容）
第３条　補助事業の内容及び審査基準は別表１に掲げるとおりとする。
２　補助事業の補助対象経費及び補助率は別表２に掲げるとおりとする。
３　補助事業のプロジェクト実施主体は、大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置しているものとする。なお、二以上の協議会会員で構成するコンソーシアムにより申請する場合は、構成員を含めて事業実施主体とする。この場合、構成員に大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している者を一以上含めること。

（事業実施計画の作成及び認定）
第４条　プロジェクト実施主体は、次世代空モビリティ産業研究開発事業認定申請書（第１号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請をしなければならない。
２　コンソーシアムにより申請する場合は、構成員間で締結した協定書（第２号様式）を知事の定める期日までに知事に対して提出しなければならない。
３　知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第３号様式）によりプロジェクト実施主体に通知する。

（事業の運営）
第５条　プロジェクト実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

（事業の指導）
第６条　この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じてプロジェクト実施主体を指導、助言することができるものとする。

（助成措置）
第７条　知事は、予算の範囲内において、プロジェクト実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

（プロジェクト実施主体の責任）
第８条　プロジェクト実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

（実績報告）
第９条　プロジェクト実施主体は、事業が終了したときは、次世代空モビリティ産業研究開発事業費補助金交付要綱第１１条に基づき、知事に実績報告書を提出するものとする。

（成果の発表）
第10条　知事は、補助対象となるプロジェクトの成果について、必要があると認めるときは、プロジェクト実施主体に発表させることができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和３４年法律第１２１号）第６５条第２項の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

（その他）
第11条　この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附　則
この要領は、令和７年度次世代空モビリティ産業促進事業から適用する。

別表１

事業の内容	審査基準
次世代空モビリティ産業に関連する研究開発事業	（１）デザインシンキングによる事業実施 （２）課題設定の妥当性 （３）課題解決手法・手順の妥当性、新規性・独創性 （４）事業目標の明確性 （５）事業の将来性 （６）地域経済への貢献可能性 （７）事業実施の確実性 （８）県内事業所の有無 （９）働き方改革等（加点項目） を考慮して選定する。

別表２

補助対象経費		補助率
経費区分	内　　　　　容	
(1)旅費	事業者旅費	２／３以内
(2)事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
(3)原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
(4)機械装置・工具器具費	機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費（外注を含む）	
(5)外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際（構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く）に要する経費	
(6)技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
(7)直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間 （直接人件費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の２分の１以内とする。）	
(8)委託費	測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費 （委託費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の２分の１以内とする。）	
(9)その他の経費	上記に掲げるもののほか、産業財産権の導入に要する経費など知事が特に必要と認める経費	